

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 3 月 28 日 (火) 号外第 30 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則      職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（5）（人事企画課）・・・ 3  
                 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定  
                 める規則の一部を改正する規則（6）（業務効率推進課）・・・ 17
- ◇ 人委規則    職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（6）（給与課）・・・ 18

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、求職活動支援費が創設されたこと等に伴い、求職活動支援費に相当する退職手当の支給手続等について、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 求職活動支援費（短期訓練受講費及び求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給申請書の様式を定める。
- (2) 失業証明書等の様式について、所要の規定の整備を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする(3)の一部を除き、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

## ◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務は、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の受給者の現況届に関する事務とする。
- (2) 施行期日は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

# 規 則

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第 5 号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(賃金日額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 退職の月前 6 月に給与の全部又は一部を支払われなかった場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 退職の月前 6 月において給与の全部を支払われなかった場合にあつては、当該 6 月の各月において受けるべき基本給月額（<u>条例第 8 条の 3 第 2 項</u>に規定する基本給月額をいう。以下この項において同じ。）の合計額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第23条 受給資格者又は条例第15条第15項に規定する者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める申請書にそれぞれ受給資格者証、<u>高年齢受給資格者証</u>又は特例受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証、<u>高年齢受給資格者証</u>又は特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 条例第15条第11項第 6 号の規定による退職手当のうち雇用保険法施行規則第95条の 2 第 1 号に<u>規定する広域求職活動費に相当する退職手当</u> 様式第21号による広域求職活動費相当退職手当支給申請書</p> <p>(7) <u>条例第15条第11項第 6 号の規定による退職手当のうち雇用保険法施行規則第95条の 2 第 2 号に</u></p>	<p>(賃金日額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 退職の月前 6 月に給与の全部又は一部を支払われなかった場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 退職の月前 6 月において給与の全部を支払われなかった場合にあつては、当該 6 月の各月において受けるべき基本給月額（<u>条例第 5 条第 4 項</u>に規定する基本給月額をいう。以下この項において同じ。）の合計額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第23条 受給資格者又は条例第15条第15項に規定する者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める申請書にそれぞれ受給資格者証又は特例受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証又は特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 条例第15条第11項第 6 号の規定による退職手当 様式第21号による広域求職活動費相当退職手当支給申請書</p>

規定する短期訓練受講費に相当する退職手当 様式第21号の2による短期訓練受講費相当退職手当支給申請書

(8) 条例第15条第11項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法施行規則第95条の2第3号に規定する求職活動関係役務利用費に相当する退職手当 様式第21号の3による求職活動関係役務利用費相当退職手当支給申請書

2 任命権者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証に必要な事項を記載し、これらをその者に返付しなければならない。

別表（第3条の6関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	職員の給料表	
	行政職給料表	略
第1号	11級	
第2号	10級	
第3号	9級	
第4号	8級	
第5号	7級	
第6号	6級	
第7号	5級又は4級	
第8号	3級、2級又は1級	

備考 略

イ 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	職員の給料表	
	行政職給料表	略
第1号	9級	
第2号	8級	
第3号	7級	
第4号	6級	
第5号	5級	
第6号	4級	
第7号	3級	
第8号	2級又は1級	

備考 略

2 任命権者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格者証又は特例受給資格者証に必要な事項を記載し、これらをその者に返付しなければならない。

別表（第3条の6関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	調整月額	職員の給料表	
		行政職給料表	略
	円		
第1号	50,000	11級	
第2号	45,850	10級	
第3号	41,700	9級	
第4号	33,350	8級	
第5号	25,000	7級	
第6号	20,850	6級	
第7号	16,700	5級又は4級	
第8号	0	3級、2級又は1級	

備考 略

イ 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	調整月額	職員の給料表	
		行政職給料表	略
	円		
第1号	50,000	9級	
第2号	45,850	8級	
第3号	41,700	7級	
第4号	33,350	6級	
第5号	25,000	5級	
第6号	20,850	4級	
第7号	16,700	3級	
第8号	0	2級又は1級	

備考 略

ウ 平成23年4月1日以後の基礎在職期間における  
職員の区分についての表

区分	職員の給料表	
	行政職給料表	略
第1号	9級	
第2号	8級	
第3号	7級	
第4号	6級	
第5号	5級	
第6号	4級	
第7号	3級	
第8号	2級又は1級	

備考 略

様式第10号（第13条関係）

（表面）

略			
③失業の証明を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。			
ア 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。		略
	求職活動の方法		
	(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等		
	(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等		
	(ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等		
	(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等		
	略		
略			
略			
⑤ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所紹介	略
		(2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介	
		(3) 自己就職	
		略	
	略		

ウ 平成23年4月1日以後の基礎在職期間における  
職員の区分についての表

区分	調整月額	職員の給料表	
		行政職給料表	略
	円		
第1号	50,000	9級	
第2号	45,850	8級	
第3号	41,700	7級	
第4号	33,350	6級	
第5号	25,000	5級	
第6号	20,850	4級	
第7号	16,700	3級	
第8号	0	2級又は1級	

備考 略

様式第10号（第13条関係）

（表面）

略			
③失業の証明を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。			
ア 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。		略
	求職活動の方法		
	(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等		
	(イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等		
	(ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等		
	(エ) 公的機関等による職業相談等		
	略		
略			
略			
⑤ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所紹介	略
		(2) 職業紹介事業者紹介	
		(3) 自己就職	
		略	
	略		

略

(裏面)

備考 略

様式第12号 (第14条関係)

略						
② 公 共職 業訓 練等 に 関 する 事 項	(1) 種 類	1 公 共 職 業 訓 練	2 雇 用保 険法 第63 条第 1項 第3 号の 講習 及び 訓練	3 障 害者 の雇 用の 促進 等に 関す る法 律第 13条 の適 応訓 練	4 高 年齢 者等 の雇 用の 安定 等に 関す る法 律第 25条 第1 項の 計画 に準 拠し た同 項第 3号 に掲 げる 訓練	5 雇 用保 険法 第6 条第 5号 に規 定す る船 員の 職業 能力 の開 発及 び向 上に 資す る訓 練又 は講 習と して 厚生 労働 大臣 が定 める もの
略						
略						

備考 略

様式第15号 (第15条関係)

(表面)

略			
内職 (労働日 数、収入額)		円	就業手 当支給 日数
略			

略

(裏面)

備考 略

様式第12号 (第14条関係)

略					
② 公 共職 業訓 練等 に 関 する 事 項	(1) 種 類	1 公 共 職 業 訓 練	2 雇 用保 険法 第63 条第 1項 第3 号の 講習 及び 訓練	3 障 害者 の雇 用の 促進 等に 関す る法 律第 13条 の適 応訓 練	4 高年齢者 等の雇 用の 安定等 に 関 する 法律 第 23条 第1 項 の計 画に 準 拠し た同 項第 3号 に掲 げる 訓練
略					
略					

備考 略

様式第15号 (第15条関係)

(表面)

略				
内職 (労働日 数、収入額)		円	就業手 当支給 日数	早期就業 支援金支 給日数
略				

(裏面)

備考 略

様式第16号 (第16条関係)

(表面)

略			
支給	⑧ 同一の傷病により	(1) (2) (3)	
申請	受けることができる	(4) (5) (6)	
期間	給付	(7) (8)	
	略		
略			

(裏面)

1 略

2 ⑧欄は、⑥欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができる全ての給付の番号)を○で囲むこと。

(1)・(2) 略

(3) 船員法による傷病手当

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

3～6 略

様式第16号の2 (第19条の2関係)

略			
高年齢受給資格者	氏 名	年齢	満 歳
	住所又は居所		
退職事由			
略			

(第1面)

備考 略

(第2面)

様式第17号 (第20条関係)

略			
特例受給資格者	氏 名	年齢	満 歳
	住所又は居所		
退職事由			
略			

(裏面)

備考 略

様式第16号 (第16条関係)

(表面)

略			
支給	⑧ 同一の傷病により	(1) (2) (3)	
申請	受けることができる	(4) (5) (6)	
期間	給付	(7)	
	略		
略			

(裏面)

1 略

2 ⑧欄は、⑥欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができる全ての給付の番号)を○で囲むこと。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

3～6 略

様式第16号の2 (第19条の2関係)

略			
高年齢受給資格者	氏 名	年齢	満 歳
	住所又は居所		
略			

(第1面)

備考 略

(第2面)

様式第17号 (第20条関係)

略			
特例受給資格者	氏 名	年齢	満 歳
	住所又は居所		
略			

(第1面)

備考 略

(第2面)

様式第18号 (第21条関係)

(表面)

略		
② 失業の証明を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (イ) <u>職業紹介事業者</u> による職業相談、職業紹介等 (ウ) <u>派遣元事業主</u> による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談、 <u>職業紹介</u> 等 (オ) 知人の紹介による求人への応募 (カ) 新聞広告による求人への応募 (キ) 就職情報誌による求人への応募 (ク) インターネットによる求人への応募 (ケ) その他 ( )
略		
略		
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) <u>地方公共団体又は職業紹介事業者</u> 紹介 (3) 自己就職 略
略		

(裏面)

備考 略

様式第18号の3 (第23条関係)

(表面)

(第1面)

備考 略

(第2面)

様式第18号 (第21条関係)

(表面)

略		
② 失業の証明を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (イ) <u>民間職業紹介機関</u> による職業相談、職業紹介等 (ウ) <u>労働者派遣機関</u> による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等 (オ) 知人の紹介による求人への応募 (カ) 新聞広告による求人への応募 (キ) 就職情報誌による求人への応募 (ク) インターネットによる求人への応募 (ケ) その他 ( )
略		
略		
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 自己就職 略
略		

(裏面)

備考 略

様式第18号の3 (第23条関係)

(表面)

略	
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	<p>ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。</p> <p>イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。</p>
略	

(裏面)

注1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1月以内に任命権者に提出すること。

2～9 略

略
---

様式第19号 (第23条関係)

(表面)

略	
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	<p>ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。</p> <p>イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。</p>
略	

(裏面)

注1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1月以内に任命権者に提出すること。

2 この申請書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を添えること。

3～5 略

略
---

略	
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	<p>ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。</p> <p>イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。</p>
略	

(裏面)

注1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1月以内に(提出期限)に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。

2～9 略

略
---

様式第19号 (第23条関係)

(表面)

略	
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	<p>ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。</p> <p>イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。</p>
略	

(裏面)

注1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1月以内に(提出期限)に、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。

2 この申請書には、受給資格者証又は特例受給資格者証を添えること。

3～5 略

略
---

<p>様式第20号（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 20%;">氏名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 50%;">受給資格者証 番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申 請 者</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>この申請書は、移転の日の翌日から起算して1月以内に任命権者に提出すること。</u></li> <li>2 <u>この申請書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を添えて提出すること。</u></li> <li>3 略</li> <li>4 略</li> <li>5 略</li> <li>6 略</li> <li>7 略</li> <li>8 略</li> </ol> <p>様式第21号（第23条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">申 請 者</td> <td style="width: 20%;">氏名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 50%;">受給資格者証 番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に任命権者に提出すること。</u></li> <li>2・3 略</li> </ol>	略				①	氏名		受給資格者証 番号	申 請 者	略			略				略				申 請 者	氏名		受給資格者証 番号		略			略				<p>様式第20号（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 20%;">氏名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 50%;">(特例)受給 資格者証番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申 請 者</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>この申請書には、受給資格者証又は特例受給資格者証を添えて提出すること。</u></li> <li>2 略</li> <li>3 略</li> <li>4 略</li> <li>5 略</li> <li>6 略</li> <li>7 略</li> </ol> <p>様式第21号（第23条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">申 請 者</td> <td style="width: 20%;">氏名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 50%;">(特例)受給 資格者証番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>この申請書は、広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して10日以内に任命権者に提出すること。</u></li> <li>2・3 略</li> </ol>	略				①	氏名		(特例)受給 資格者証番号	申 請 者	略			略				略				申 請 者	氏名		(特例)受給 資格者証番号		略			略			
略																																																																	
①	氏名		受給資格者証 番号																																																														
申 請 者	略																																																																
略																																																																	
略																																																																	
申 請 者	氏名		受給資格者証 番号																																																														
	略																																																																
略																																																																	
略																																																																	
①	氏名		(特例)受給 資格者証番号																																																														
申 請 者	略																																																																
略																																																																	
略																																																																	
申 請 者	氏名		(特例)受給 資格者証番号																																																														
	略																																																																
略																																																																	

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第17号の2を次のように改める。

様式第17号の2（第21条関係）

（表面）

証明日時
月 日
時から 時まで

高年齢受給資格者失業証明書

（該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。）

① 失業の証明を受	ア した	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。
-----------	------	---------------------------

けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ しない					
② 失業の証明を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。						
ア 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。					
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容		
	(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等					
	(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等					
	(ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等					
(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等						
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。						
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果
					(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	
					(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他	
イ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)					
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。						
ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他 ( )					
イ 応じられない						
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。						
ア 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職			(就職先事業所)		
	月 日より就職 (予定)					
イ 自営	月 日より自営業開始 (予定)					
年 月 日から 年 月 日までの間における失業の状況は上記のとおりですので、証明願います。						

〔高年齢受給資格者証番号〕		(住所)	(氏名)	印
(氏名) から求職の申込みがあったが、上記のとおり失業していたことを証明する。 年 月 日		連絡事項 〔給付制限又は延長給付等があれば記入してください。〕		
※ 右のとおり失業していたことを認定する。		公共職業安定所長 印	失業日数	日

(裏面)

備考

- この証明書は、失業の証明を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 申告は正しくすること。申告しなければならない事項を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、又は詐欺罪として処罰されることがある。
- 「失業の証明を受けようとする期間」とは、前回の公共職業安定所に出頭した日から証明日（この証明書を提出する日）までの期間をいう。
- ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員又は嘱託になった場合その他のおよそ職業として認められるものに就いた場合、自営業を開始するための準備、ボランティア活動をした場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合又は自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、就職又は就労となる。）をいう。なお、賃金等の報酬がなくても就職し、又は就労したことになるものである。
- ②欄のアに○印を付けた人は、②欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- ②の(2)欄には、②の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- ③欄のイの(オ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を( )の中に具体的に記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

様式第21号の次に次の2様式を加える。

様式第21号の2 (第23条関係)

(表面)

短期訓練受講費相当退職手当支給申請書						
申請者	氏名				受給資格者証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講修了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入学料含む）
					資格名 〔 分類	



費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認すること。

(3) ※印欄には、記載しないこと。

様式第21号の3 (第23条関係)

(表面)

求職活動関係役務利用費相当退職手当支給申請書								
申請者	氏名					受給資格者証番号		
	住所又は居所							
項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用(自己負担分)
1 保 育 等 サ ー ビ ス	①	1 面接等のため 2 訓練のため			[ ] ※(1~14) 裏面参照			円
	②	1 面接等のため 2 訓練のため			[ ] ※(1~14) 裏面参照			円
	③	1 面接等のため 2 訓練のため			[ ] ※(1~14) 裏面参照			円
	④	1 面接等のため 2 訓練のため			[ ] ※(1~14) 裏面参照			円
上記の者は雇用保険法第59条第1項の規定に該当する者であることを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長 <span style="float:right">印</span>								
職員の退職手当の支給に関する規則第23条第1項の規定により、上記のとおり求職活動関係役務利用費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 <span style="float:right">印</span> 任命権者 様								
※ 処 理 欄	支給決定年月日		年 月 日					
	項番	計算欄					支給額	
	①						円	
	②						円	
	③						円	
④						円		
合計						円		

備  
考  
欄

(裏面)

## 備考

- 1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費））中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動関係役務利用費））に、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証に下記の確認書類を添付して提出すること。

ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が提出する場合にあっては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4月以内に行うこと。

- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

- (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」

保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

- (2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」など）

- (3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

- 3 申請書の記載について

- (1) 1欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであって、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。

- (2) 1欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。

- (3) 1欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

1 認可保育所で行う保育	6 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
2 認可幼稚園で行う保育	7 事業所内保育	12 病児保育事業
3 認定子ども園で行う保育	8 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
4 小規模保育	9 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
5 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業	(認可外保育施設が行う保育等)
(ファミリー・サポート・センター事業)		

- (4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一額となっていることを確認すること。

- (5) ※印欄には、記載しないこと。

## 附 則

この規則は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第8号）の施行の日か

ら施行する。ただし、第1条中職員の退職手当の支給に関する規則第5条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第 6 号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（平成28年鳥取県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（療育手帳の交付に関する事務） 第 4 条 略  <u>（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務）</u> <u>第 5 条 条例別表第 1 の 4 の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第123号）第31条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同法第31条の10第 1 項に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金の受給者の現況の届出に関する事務とする。</u>	（療育手帳の交付に関する事務） 第 4 条 略

#### 附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第15号）の施行の日から施行する。

# 人 事 委 員 会 規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

## 鳥取県人事委員会規則第6号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(再度の育児休業をすることができる特別の<u>事情等</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第3条第1項第1号の人事委員会規則で定め <u>る事情は、育児休業をしている職員が、前項に定め る特別休暇を得、若しくは出産したことにより当該 育児休業の承認が効力を失い、又は条例第5条に規 定する事由に該当したことにより当該承認が取り消 された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若し くは同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合 に該当したこととする。</u></p> <p>(1) <u>死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>養子縁組等により職員と別居することとなっ た場合</u></p> <p>(3) <u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第 1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了 した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した 場合を除く。）</u></p> <p>(4) <u>養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条 第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年 を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができ る特別の事情等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 条例第11条第1号の人事委員会規則で定める事情 <u>は、育児短時間勤務をしている職員が、前項に定め る特別休暇を得、若しくは出産したことにより当該 育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は条例第14 条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育 児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休 暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承 認に係る子が第2条第2項各号に掲げる場合に該当</u></p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の<u>事情に係 る特別休暇</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年 を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができ る特別の事情に係る特別休暇)</p> <p>第9条 略</p>

したこととする。

附 則

この規則は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第9号）の施行の日から施行する。